



青年劇場公演「島」感想

青年劇場は数年前から「友の会」の会員として年2回は観劇している。

「シャッター通り商店街」「結の風らぶそでい」「族譜」「太陽と月」など、商店街の活性化、農業問題、植民地朝鮮、傀儡国家「満州」など社会的テーマの舞台が多い。

9月公演の「島」は原爆被爆者の苦悩、原爆が人々の関係や生活に与えた深刻な影響などが描かれている。

1951年。被爆して母親に助けられ、瀬戸内海の島に戻ってきた栗原学は、中学校の教師をしている。隣家の次男・川下邦夫は学の教え子で、高校進学が決まっていた。邦夫の父親は、元海軍の魚雷解体の仕事で儲けている学の叔父・大浦の下で働いていたが、解体中の爆発事故で死んでしまう。邦夫は大浦を恨み包丁で刺し殺そうとする。学は邦夫を立ち直らせようと努力する。

元教え子で旧家の娘・木戸玲子は学を慕っており、学は玲子との結婚も考えるが木戸家や周囲の反対で悩む。

邦夫の母親は原爆投下の翌日、妹を探しに広島市内に入った過去があり、白血病で死んでしまう。学は自分も発症するのではないかと苦悩する。

ラストシーンは学が子供の時友達と遊んだ、海を見下ろせる小高い公園。祭で帰郷していた同級生の清水らと語り合う中で、学は舞台に射す光に手をかざし、未来に向け歩み出そうと決意する。

被爆体験で苦悩しながらも、絶望せずに生きていこうとする青年の姿が感慨深く、3時間15分が長く感じられない舞台だった。

作者の堀田清美は瀬戸内海の倉橋島の出身で、日立製作所で演劇部を創設。1954年民芸に入団し、1957年同劇団で上演し、岸田戯曲賞を受賞した作品である。

青柳信夫（羽根木2丁目）



劇「島」の一場面（青年劇場）

集 会 等 の 紹 介

11月 3日（水・文化の日） 13:30～16:00

代田・九条の会 2周年記念のつどい

参加費 500円

講演「世界から見た憲法九条」 伊藤 千尋さん（ジャーナリスト（朝日新聞記者））

朗読「見よばくら1匁5厘の旗」（作：花森 安治）

劇団「ドラリー」 山崎 勢津子・ 牧野 こずえさんたち

挨拶 亀田 正巳さん（東京都民教会・牧師） ほか

会場 東京都民教会（世田谷区代田5-35-2）

11月13日（土） 11:00～20:00 （参加ご希望の方は、お近くの事務局員まで）

東京・9条まつり

成功協力金 1000円

オープニング：ジェームス 三木さん

盛りだくさんの企画！

<http://www.9jo-tokyo.jp//>

会場 大田区産業プラザP I O（大田区南蒲田1-20-20：京浜急行蒲田駅東口）

主催 実行委員会（連絡先 Tel 03-3239-6716）

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～

+++ このニュースを、ぜひ、周りの人に広めてください。 +++

コスタリカ憲法12条(1949年制定)

常備軍としての軍隊は廃止する。公共の秩序の監視と維持のために必要な警察力は保持する。

大陸間協定か国防のために軍隊を編成することができる。

軍隊は、常に文民に従う。軍隊は個人的にも集団的にも声明を出すことと代表になることはできない。

コスタリカ憲法78条(1997年改正)

高等教育も含め国の公教育費はGDPの6%以下であってはならない。

パナマ憲法310条(1994年改正)

パナマ共和国は軍隊を持たない。すべてのパナマ人は国家の独立と国土の統一のための武器を取る義務を負う。

エクアドル憲法5条(2008年制定)

エクアドルは、平和の領土である。外国の軍事基地および軍事目的を持った外国の施設も許されない。エクアドルの軍事基地を他の国の軍隊や治安のために使用することを禁止する。

エクアドル憲法418条(2008年制定)

2項 国際的な紛争の平和的な解決を支持する。そして解決のために武力による威嚇や武力の行使を拒否する。

3項 他国の内政干渉、及び武力侵攻、侵略、占領、経済的、軍事封鎖などいかなる形の干渉をも非難する。

4項 平和及び世界の軍縮を促進する。大量破壊兵器の開発、使用を非難し、軍事目的で他国の領上に基地や施設を設置することを非難する。

フィリピン憲法18条25項(1987年制定)

軍事基地に関する米比協定が1991年に期限切れとなった後には、外国の軍事基地、軍隊、施設は、上院によって条約が正式に承認され、そして議会が要求する場合にはその目的のために行われる国民投票において投票の過半数によって承認され、相手の契約国によって条約として承認される場合を除いて、フィリピンにおいて許されない。

フィリピン憲法2条8項(1987年制定)

フィリピンは、国益に一致するものとして、領土内に非核兵器政策を採用し追求する。

フィリピン憲法2条2項(1987年制定)

フィリピンは国策の手段としての戦争を放棄する。

ベネズエラ憲法13条(1999年制定)

ベネズエラは平和の地域である。軍事目的を持った外国の軍事基地、施設は、どのような力によろうと、このような平和な地域に設置することはできない。

ボリビア憲法10条(2009年制定)

1項 ボリビアは平和国家である。ボリビアは、平和の文化と平和の権利を促進し、相互理解に貢献するために、この地域と世界の人々との協力を進める。また、各国の国家主権を完全に尊重した上で、異文化交流の促進と均等な発展にも寄与する。

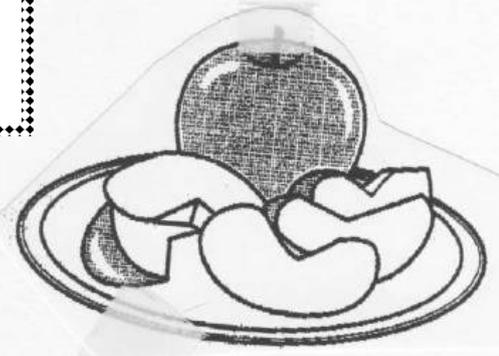
2項 ボリビアは、国家間の紛争を解決する手段として、すべての侵略戦争を否定する。国家の独立と統合を侵害する侵略があった場合には、合法的な自衛の権利を有する。

3項 ボリビア領内に外国の軍事基地を設置することを禁止する。

日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない



代田・九条の会

資料集 「憲法記念日によせて お話と歌のつどい」

5月8日の「つどい」の資料集ができました。当日、嬉野さんの使用された写真などを掲載しています。 1部：500円

ご希望の方は 伊東まで (Tel/Fax 03 - 3411 - 9179)

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。